

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 2
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 4
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 5
- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 6

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 7
- 北九州市屋外広告物条例による講習会の実施【建設局総務部管理課】 11

◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 12
- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】 13

北九州市告示第346号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月1日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | | 変更年月日 |
|-----------------|----------------|------------------------------|-----------|
| 北小倉薬局 | 旧 | 北九州市小倉北区金田一丁目3番25号 | 令和2年8月11日 |
| | 新 | 北九州市小倉北区金田一丁目3番32号 サンシティ金田B棟 | |
| こたべ調剤薬局 木屋瀬店 | 旧 | 北九州市八幡西区大字野面780番地の12 | 令和2年8月1日 |
| | 新 | 北九州市八幡西区木屋瀬東一丁目4番17号 | |
| 木屋瀬調剤薬局 | 旧 | 北九州市八幡西区大字野面797番地 | 令和2年8月1日 |
| | 新 | 北九州市八幡西区木屋瀬東一丁目6番15号 | |

北九州市告示第 3 4 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 9 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|------------------------|----------------|
| さかえ調剤薬局 | 北九州市小倉北区上到津三丁目 3 番 9 号 | 令和 2 年 9 月 1 日 |

北九州市告示第 3 4 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 区域決定の区間 | 幅員 (m) | 延長 (m) |
|---------|--------------|--|------------------|-----------|
| 1 8 0 3 | 桃園 1 7 号線 | 八幡東区桃園二丁目 4 1 番 3 地先から 八幡東区桃園二丁目 4 1 番 2 4 地先まで | 6.0 ～ 10.1 | 73.1 |

北九州市告示第 349 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 2 年 9 月 1 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 9 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|------|----------|--|
| 1803 | 桃園 17 号線 | 八幡東区桃園二丁目 4 1 番 3 地先から 八幡東区桃園二丁目 4 1 番 2 4 地先まで |

北九州市告示第 350 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 58 年北九州市告示第 78-10 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 9 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1.4 港湾施設用地の緑地敷の表の門司の項中

| | | |
|----------|-----------|----------|
| 旧門司緑地敷 | 門司区旧門司二丁目 | 355.10 |
| 西海岸1号緑地敷 | 門司区港町 | 2,642.10 |
| 西海岸2号緑地敷 | 門司区港町 | 728.77 |

を

| | | |
|--------|-----------|--------|
| 旧門司緑地敷 | 門司区旧門司二丁目 | 355.10 |
|--------|-----------|--------|

に

改める。

北九州市公告第616号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

(1) 物件番号2

ア 所在地 小倉北区井堀二丁目11番96ほか2筆

イ 公簿地目 宅地

ウ 実測面積 4,230.30平方メートル

エ 最低売却価格 1億578万円

(2) 物件番号3

ア 所在地 八幡西区金剛二丁目1653番1ほか1筆

イ 公簿地目 原野 山林

ウ 実測面積 16,525.05平方メートル

エ 最低売却価格 2億326万円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和2年11月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

公告日から令和2年10月23日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 現地見学会の日時及び申込みを受け付ける期間

(1) 日時

ア 物件番号 2 令和 2 年 1 0 月 1 日の午前 1 0 時から正午まで

イ 物件番号 3 令和 2 年 1 0 月 2 日の午前 1 0 時から正午まで

(2) 申込みを受け付ける期間

公告日から令和 2 年 9 月 2 5 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

申込みは、北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で行うこと。

5 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

令和 2 年 1 0 月 2 2 日及び同月 2 3 日のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時まで。

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

ア 物件番号 2 令和 2 年 1 1 月 3 0 日 午前 1 0 時

イ 物件番号 3 令和 2 年 1 1 月 3 0 日 午前 1 1 時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市役所地下 2 階第 5 入札室

7 入札保証金

(1) 入札価格の 1 0 0 分の 1 0 以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(1) 本市が行う市有地売払いに関し、アからエまでの事実があった後 2 年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得

ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 契約規則第2条の規定に該当する者

9 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、本市は補償の責めを負わない。

11 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申込みを受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

ア 物件番号2 令和2年12月21日から令和3年5月21日まで（日曜日等及び令和2年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 物件番号3 令和2年12月21日から令和3年2月26日まで（日曜日等及び令和2年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

1.2 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

北九州市公告第 6 1 7 号

北九州市屋外広告物条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 6 8 号）第 2 4 条第 1 項の講習会を次のとおり実施する。

令和 2 年 9 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開催日時

令和 2 年 1 1 月 6 日午前 9 時 5 0 分（受付開始 9 時 2 0 分）から午後 4 時 3 0 分まで

2 開催場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県庁 講堂

3 講習会の教科

（1） 屋外広告物に関する法令

（2） 屋外広告物の表示の方法に関する事項

（3） 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講申請書の受付期間

令和 2 年 9 月 2 8 日から同年 1 0 月 9 日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで）

5 受講申請書の受付場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建設局総務部管理課

北九州市上下水道局告示第29号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年9月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

| 指定番号 | 工事店の 名 称 | 代表者 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------|--------------|------|----------------------|--------------|
| T-031 | 三新設備株 式会社 | 森岡友則 | 北九州市戸畑区土 取町13番19号 | 令和2年9 月1日 |

北九州市上下水道局告示第30号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和2年9月1日

北九州市上下水道局長 中西満信

| 指定番号 | 工事店名 代表者 | 所在地 | 指定の有効期間 |
|------|------------------|----------------------|-------------------------------|
| 7027 | 三新設備株式会社 森岡友則 | 北九州市戸畑区土 取町13番19号 | 令和2年9月1日か ら令和7年5月31 日まで |